

令和元年度

文化財講演会

道民カレッジ連載講座

先住民族の 伝統的所有権の仕組み

アイヌ民族をはじめ先住民族の文化財を考えると、今後重要性が増してくるのは、先住民族の権利に関する国連宣言(2007年)と各民族の伝統的な所有権の制度です。

国連宣言は全世界3億7000万の先住民族社会全体を視野に入れたものです。アイヌ民族の伝統的な所有制度は近世から現代まで少しずつ変容しながらも、特に文化面において維持されてきました。

アイヌ民族の伝統的な価値観において、土地・宝器・民具・デザイン・口頭伝承・歌謡など、財産や有形・無形の文化財の所有・管理がどのようになっていたのか、そして現在ではどう考えられるのか、についてお話しします。



(写真:北海道大学教員紹介より)

講師

北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授

丹菊 逸治 氏

北海道室蘭栄高校卒業。東京大学仏語仏文学科卒業。千葉大学大学院博士課程単位取得退学、同大学文学博士。東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所研究員を経て2011年より北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授。専門はアイヌ語・アイヌ文学、ニヴフ語ニヴフ文学、言語文化・口承文芸論

令和2年(2020年)

2月27日(木)

午後2時~4時



場所

かでの2・7ビル7階 710会議室
(札幌市中央区北2条西7丁目)



受講料

保護協会会員	無料
非会員	700円



申込み

(一財)北海道文化財保護協会
電話・Fax 011-271-4220
Eメール bunho@abelia.ocn.ne.jp